

大鰐町議会の映像配信に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町民に開かれた大鰐町議会（以下、「議会」という。）を目指し、議会からの情報発信、情報公開を行うため、会議の映像配信に関し、必要な事項を定めるものとする。

(映像配信の方法)

第2条 映像は、インターネットにより配信する。

2 配信する映像は、録画配信とする。

(映像配信を行う会議)

第3条 映像配信を行う会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第102条第1項に規定する定例会の本会議における一般質問とする。

2 議長は、前項の会議のほか、映像配信が特に必要と認める会議がある場合は、事前に議会運営委員会で協議の上、決定する。

(映像配信における編集等)

第4条 配信する映像は、必要に応じてインターネット上で視聴しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができる。

2 配信する映像の中で、次の各号に該当する場合は、該当する部分は削除する。

- (1) 議長の職権により取消を命じた発言
- (2) 議会の許可を得て取消した発言
- (3) 休憩中の映像
- (4) その他議長が必要と認めたもの

(映像配信の期間)

第5条 映像配信は、編集終了後速やかにインターネット上に配信する。

2 映像配信の期間は、当該会議の閉会日から4年間とする。

(映像配信の中止)

第6条 議長は、不測の事態、事故その他やむを得ない事情があると認め

るときは、映像配信を中止することができる。

(著作権の帰属)

第7条 映像配信した情報の著作権は、議会に帰属する。

2 配信した映像は、切り抜き又は転載も含めて、他に使用することを禁ずる。

(映像配信の位置づけ)

第8条 映像配信は、法第123条に基づく会議録には該当しない。

2 前項の規定は、その旨を視聴者に対して明示するものとする。

(免責)

第9条 議会は、映像配信を利用したこと又は映像配信の情報を使用したことに起因する損害の発生について一切の責任を負わない。

(所管委員会)

第10条 映像配信に関する所管委員会は、議会運営委員会とする。

(庶務)

第11条 映像配信に関する庶務は、議会事務局において行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、映像配信に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。